

東部終末処理場汚泥処理基本計画策定業務委託契約書（案）

八戸市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）は、東部終末処理場汚泥処理基本計画策定業務委託について、契約を次のように締結する。

（総則）

第1条 委託者は、受託者に対し、次の業務（以下「委託業務」という。）を次条以下の約定により委託することを約し、受託者はこれを受託した。

- 委託名 東部終末処理場汚泥処理基本計画策定業務委託
- 委託内容 別紙「東部終末処理場汚泥処理基本計画策定業務委託一般仕様書」及び「東部終末処理場汚泥処理基本計画策定業務委託特記仕様書」（以下「仕様書等」という。）のとおり

（業務の実施）

第2条 受託者は、仕様書等に基づき、委託者の指示に従い委託業務を実施するとともに、委託業務に関する諸法令を遵守しなければならない。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和5年11月30日までとする。

（委託料）

第4条 委託者は、受託者に対し委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として金 円（うち、消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

（費用負担）

第5条 委託業務の実施に必要な経費については、仕様書等に定めるものを除き、受託者の負担とする。

（業務実施計画書の作成）

第6条 受託者は、仕様書等に基づいて委託業務の実施に関する計画書を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出してその承認を受けなければならない。

（契約の保証）

第7条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- 契約保証金の納付
 - 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、第4条の委託料の額の10分の1以上としなければならない。

- 3 受託者が第1項第3号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第29条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託料の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。この場合において、第1項第3号の履行保証保険契約を変更したときは変更後の保険証券を直ちに委託者に寄託しなければならない。

(調査職員)

- 第8条 委託者は、調査職員を定め、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。
- 2 調査職員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 委託者の意図する目的物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約及び仕様書等の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
 - 3 委託者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 委託者は、この契約に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第9条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第10条 受託者は、仕様書等に定める場合には、目的物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第11条 委託者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受託者の使用人若しくは第19条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第12条 受託者は、仕様書等に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第13条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に借書又は受領書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(委託料の変更等)

第14条 受託者は、一般経済情勢の変動により燃料及び労務賃金等に増減を生じた場合にあっても第1条の業務内容又は第4条の委託料を変更することはできない。ただし、予期することのできない経済情勢の激変により委託料が著しく不相当であると認められるに至ったときは、委託者と受託者とが協議の上委託料を変更することができる。

(業務の検査)

第15条 受託者は、委託業務が完了したときは、委託者に報告し、検査を受けなければならない。

2 前項の報告は、書面によるものとする。

(業務の手直し)

第16条 委託者は、受託者の委託業務の実施が仕様書等に適合していないと認めるときは、その委託業務の手直しを命ずることができる。この場合において、その費用は、受託者の負担とする。

(委託料の支払方法)

第17条 受託者は、第4条の委託料に係る請求書を第15条第1項の検査合格後5日以内に委託者に提出するものとし、委託者は、その受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払う。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第18条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第19条 受託者は、委託業務の全部を一括して、又は委託者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(秘密の保持)

第20条 受託者は、別に定める場合を除き、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除後においても、同様とする。

(危険負担)

第21条 委託業務の目的物は、第15条第1項の検査に合格後、委託者に引渡しをしたときに所有権移転するものとし、受託者は所有権移転前における一切の危険負担をする。ただし、委託者の故意又は重大な過失によって損害が生じたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第22条 委託業務の実施上受託者に生じた損害については、委託者の責めに帰すべき事由による場合のほかは受託者の負担とする。

第23条 受託者は、委託業務の実施に当たり委託者又は第三者に損害を与えたときは、委託者の責めに帰すべき事由による場合のほかは、その賠償の責めを負わなければならない。

第24条 天災その他不可抗力によって委託業務の実施上損害が認められる場合において、受託者が善良なる管理者の注意を怠らなかつたと認められるときは、委託者は、その損害の一部を負担することができる。

(契約不適合責任)

第25条 委託者は、引き渡された委託業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、受託者に対し、目的物の修補又は代替物若しくは不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者に事前に承認を得たうえで、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 委託業務の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第26条 委託者は、引き渡された委託業務の目的物に関し、第15条第1項の検査に合格した日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通じる知した場合において、委託者が通知から2年が経過する日までに前項に規定する方法請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、委託業務の目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された委託業務の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができる。

い。ただし、受託者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(委託者の催告による解除権)

第27条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして輕微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても、委託業務に着手しないとき。
- (2) この契約の履行期限までに委託業務が完了しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第28条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第18条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (2) この委託業務の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの委託業務の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 委託業務の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 検査又は監督の実施に当たり、受託者又はその他の使用人がその執行を妨げたとき。
- (9) 受託者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (10) 受託者について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約又は委託業務を実施するために必要な物品の購入その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は委託業務を実施するために必要な物品の購入その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (12) 受託者が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (13) 受託者が公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (14) 受託者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、又は当該訴えを却下する裁判が確定したとき。
 - (15) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。
 - (16) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

（委託者の損害賠償請求等）

第29条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第3条の契約期間内に委託業務を完了することができないとき。
 - (2) この委託業務の目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 前2条の規定により、委託業務の目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- (1) 前2条の規定により、委託業務の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 委託業務の目的物の完成前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなして同項の

規定を適用する。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の損害金の額は、第4条の委託料から、完了分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。この場合において、損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- 6 第2項の場合（前条第7号又は第11号の規定によりこの契約が解除された場合を除き、第3項の規定により適用される場合を含む。）において、委託者は第2項の違約金を委託料から控除し、控除してなお不足がある場合は、受託者に請求することができる。
- 7 受託者は、この契約に関して前条第12号から第15号までのいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、第4条の委託料の額の10分の1に相当する額の賠償金にこの契約の締結の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付して委託者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前条第12号から第14号までに該当する場合であって、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき又は委託者に金銭的損害を生じさせない行為であると委託者が認めるものであるとき。
 - (2) 前条第15号に該当する場合であって、受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人。以下この号において同じ。）が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受託者が同法第96条の6の規定にも該当し、刑が確定したときを除く。
- 8 前項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、委託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して同項の額を委託者に支払わなければならない。
- 9 第7項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超えるときは、委託者は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 10 第7項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 11 委託者の責めに帰すべき事由により、委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約保証金等の返還）

第30条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、受託者

が契約を履行したときは、委託者は、当該契約保証金等を受託者に返還するものとする。

(公契約条例の遵守)

第31条 受託者は、この契約の履行に当たり、八戸市公契約条例（令和2年八戸市条例第54号）を遵守しなければならない。

(その他)

第32条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項は、委託者と受託者とが協議して定める。

この契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 八戸市内丸一丁目1番1号

八 戸 市

市 長 熊 谷 雄 一

受託者